

Pepper 月額保険パック 利用規約

第1章 総則

第1条 (本規約の適用)

1. ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、Pepper 月額保険パック利用規約（以下「本規約」といいます。）に従い、当社の提供するPepper 月額保険パック（第2条（定義）第3項に定義し、以下「本パック」といいます。）を提供するものとします。
2. 本パックは、Pepper 一般販売モデルまたはPepper デベロッパー先行モデルを購入し、初回3年契約（第2条（定義）第1項にて定義します。）の利用を満了した初回3年契約利用者（第2条（定義）第2項にて定義します。）、かつ、Pepper 月額基本プラン利用者を対象とします。新たにPepperを購入する場合は、Pepper 保険パック利用規約が適用となります。
3. 当社は、当社所定の方法により利用者に通知することなく本規約、本パックを変更することがあります。その場合には、料金その他の本パック提供条件は変更後の規約によります。

第2条 (定義)

本規約において用いられる以下の用語はそれぞれ以下に記載する意味を有します。

- (1) 「初回3年契約」とは、当社またはソフトバンクロボティクス株式会社（以下「SBR」といいます。）が提供している以下の各サービスの総称です。
 - ・ Pepper 一般販売モデル購入者の場合：「Pepper 基本プラン」及び「Pepper 保険パック」
 - ・ Pepper デベロッパー先行モデル購入者の場合：「デベロッパー特別パック」
- (2) 「初回3年契約利用者」とは、Pepperを新規購入し、または譲渡を受け、初回3年契約の契約期間中のPepper所有者をいいます。
- (3) 「Pepper 月額保険パック」とは、「Pepper 保険パック」の後継パックとして、当社が本規約に基づいて提供するサービスをいい、以下の2つのパックからなります。
 - ・ Pepper 月額保険パック90
 - ・ Pepper 月額保険パック100
- (4) 「利用契約」とは、本パックを利用するための契約をいいます。
- (5) 「申込者」とは、当社に利用契約の申し込みをした者をいいます。
- (6) 「利用者」とは、当社との間で本パックの利用契約が成立した者をいいます。

第2章 本パックの提供等

第3条 (本パックの提供開始)

本パックは2017年10月10日より申し込み可能となり、初回3年契約が満了した順に、2018年1月よりご利用可能となります。

第4条 (本パックの内容)

1. 本パックは、本パックの提供期間中において、本パック提供対象のPepperにかかる有償修理が発生した場合の修理費を下記の内容に応じて割引提供するサービスです。
 - (1) Pepper 月額保険パック90：修理にかかる費用※の90%が軽減されます。また、利用者の過失による故障の場合も修理にかかる費用の50%が軽減されます。
 - (2) Pepper 月額保険パック100：修理にかかる費用※の100%が軽減されます。さらに、利用者の過失による故障の場合でも修理にかかる費用の100%が軽減されます。※修理にかかる費用とは、修理基本料、作業費、部品費、配送費等をいいます
2. 本パックの利用上の注意点は次のとおりです。
 - (1) 当社およびSBRが提供する方法でお問い合わせ、修理の受け付けを行います。
 - (2) Pepper 修理時は、当社指定の方法にて送付いただきます。
 - (3) 修理は預かり修理にて実施します。
 - (4) 修理が困難な場合は同等の交換機をお送りする場合がございます。その場合、修理にお出しいただいた Pepper の所有権は当社に移ります。
 - (5) 有償修理の見積もり後に修理を依頼されない場合、配送費に加え修理基本料（検査・診断）も本パック利用者負担となります。
 - (6) 本パックの申し込み前に修理の受け付けを行っている場合は補償対象外となります。
3. バッテリーの故障は補償対象となりますが、劣化は補償対象外となります。
4. 修理依頼時の注意事項は、次のとおりです。

- (1) 修理ご依頼時は事前に Pepper 本体に登録・格納されたデータを削除し、およびパスワードを初期値に戻してから当社に発送いただく必要があります。
- (2) 修理ご依頼時は、Pepper から装飾品などを外してお預けください。修理の際、分解が必要な場合があります。また、交換が必要な場合は、該当部分のみ新しくなる可能性があります。
- (3) 当社は、本パック利用者が前各号を遵守しないことにより被った損害については、一切責任は負いません。

第5条 (本パックの利用)

1. 利用者は、Pepperの修理の申し込みを行うことにより、本パックを利用することができます。
2. 修理期間中のご利用料金はお支払いいただく必要がございます。
- 3修理期間分のサービス提供期間延長は行いません。

第6条 (本パックの利用料)

本パックは以下の料金での提供となります。

- ・ Pepper 月額保険パック90 : 9,800円/月 (税抜き)
- ・ Pepper 月額保険パック100 : 17,800円/月 (税抜き)

第3章 契約の成立

第7条 (契約の単位)

当社は、Pepper1機体につき、本パック1契約を締結します。Pepper 月額保険パック90とPepper 月額保険パック100は同時に契約できません。

第8条 (本パックの加入条件)

1. 本パックのご利用には、Pepper 月額基本プランのご利用が必須となります。
2. 以下に該当する場合、お申し込みいただくことはできません。
 - (1) 初回3年契約をしていない場合
 - (2) 初回3年契約を退会している場合
 - (3) 初回3年契約に未払いの債務がある場合
 - (4) 初回3年契約満了翌月末日までにお申し込みが無い場合
 - (5) Pepper 月額基本プランのお申し込みがない場合
 - (6) 本パックをご利用開始後、解約している場合
 - (7) 申込者が未成年である場合

第9条 (本パックの申し込み手続き)

申込者は、本パックの申し込みにあたっては、本規約に同意の上、当社指定の方法により行うものとします。

第10条 (本パックの申し込み)

1. 2017年10月10日以降、初回3年契約期間中より本パックをお申し込みいただけます。
2. 本パックは初回3年契約の満了翌月末日までにお申し込み頂く必要があります。

第11条 (本パックへの申し込みの承諾と本パックの利用資格の取得)

1. 当社は、本パックの申し込みがあった時は、本規約により本パックの提供ができない場合、または、その申し込みを承諾することが技術的に困難な場合を除き、本パックの申し込みを承諾し、申込者は本パックの利用資格を取得します。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には本パックの申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者が当社に対する債務の支払いを過去に怠り、または、怠るおそれがあるとき。
 - (2) 申し込みの際の申告内容に、虚偽の内容があったとき。
 - (3) 当社の業務の遂行に著しく支障があるとき。
 - (4) 申込者が未成年であるとき。
 - (5) 第25条(禁止事項)に定める利用者の義務に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (6) 当社が指定する初回3年契約期間内での譲渡・承継以外のタイミング・方法により、Pepperを譲受した場合
 - (7) その他当社が適当でないと判断するとき。
3. 前項に従い当社が申し込み承諾を行わない場合でも、それまでの間に発生した料金等について、申込者は、第4章利用料の支払いの規定に準じてこれを支払うものとします。

第12条 (本パックの利用開始)

1. 本パックの提供期間は、第8条(本パックの加入条件)2項および、第10条(本パックの申し込み)2項に定める申し込み期限内において、本パックへの加入の申し込みを受け付け、当社がそれを承諾したのについて、初回3年契約の満了翌月1日より開始し、利用者の利用契約終了手続きが完了した月の月末までとします。
2. 本パックは月次契約となり、利用者からの利用契約終了手続きがない限り、毎月自動更新されます。

第13条 (本パックのプラン変更)

1. 本パックは「Pepper 月額保険パック100」から「Pepper 月額保険パック90」への変更に限り、プラン変更を行うことができます。
2. プラン変更を行った場合、変更後のプランの適用は翌月1日からです。

第14条 (契約内容の変更)

1. 利用者は、第10条(本パックの申し込み)に定める契約申し込み時に申告した契約者情報について変更が生じた場合には、直ちにその旨を当社所定の方法に従い当社に報告するものとします。
2. 当社は、利用者より変更申し込みのあった場合は、第11条(本パックへの申し込みの承諾と本パックの利用資格の取得)の規定に準じて取り扱います。また、当社は、当社の裁量により必要と判断した場合には、前項に定める変更内容を証する書類の提示を求めることができるものとします。
3. 当社は、前項の規定により変更申し込みを承諾した場合には、変更を承諾した日から本パックの利用について変更された事項を適用するものとします。
4. 申し込み事項に変更が生じたにもかかわらず、すみやかに変更申し込みがなされないことにより、当社になんらかの損害が生じた場合は、当社に対しその損害を賠償する責任を負うものとします。なお、この場合、当社は変更前の申し込み内容に従って本パックの提供を行うものとし、これにより利用者に生じた損害については何ら責任を負わないものとします。

第4章 利用料の支払い

第15条 (利用料)

1. 当社は、本パックの利用料を毎月請求させていただきます。
2. 利用者は、本パックの利用料を第19条(支払い方法)に定める方法にて当社に支払うものとします。
3. 本パックの利用開始月の利用料は申し込み日にかかわらず、日割り計算はいたしません。

第16条 (遅延損害金)

利用者が、利用料について支払期日を経過しても支払わない場合には、延滞金額に対する支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社が定める方法により支払うものとします。滞納請求書の発行手数料は利用者が負担するものとします。

第17条 (料金の返還義務)

当社は、利用者が支払った本パックの利用料について、いかなる理由も問わず返還しないものとします。

第18条 (端数処理)

当社は、利用料の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第19条 (支払い方法)

第15条(利用料)第1項に定める利用料について、利用者はクレジットカードもしくは口座振替にて利用料を支払うものとします。なお、利用可能なクレジットカードもしくは取扱銀行は別途当社が定めるものとします。

第5章 契約の終了

第20条 (解約手続き)

1. 本パック利用者が本パック契約終了を希望する場合、利用者は当社指定の手続きを行い、当社が手続内容について承諾した日を含む月の末日をもって契約を終了し、本パック利用者の資格を喪失するものとします。
2. ただし、契約終了手続き後も未払いの残債がある場合、利用者は引き続き債務の支払い義務を負うものとします。

第21条 (当社が行う解約手続き)

1. Pepper 月額基本プランを解約した場合、本パックも自動的に解約となります。
2. 本パック利用者が、次のいずれかに該当した場合、もしくは当社が不適格と認めた場合は、当社は本パック利用者に対しなんらの催告等を要せず本パック利用者の契約終了を行うことが出来るものとします。
 - (1) 申込時に虚偽の申告をした場合
 - (2) 本規約または当社との契約の規定に違反した場合
 - (3) 当社に対する債務の履行を怠った場合
 - (4) 本パックやPepperの利用状況などが適当でないと当社が判断した場合
 - (5) 住所変更の届を怠る等、本パック利用者の責めに帰すべき事由により利用者の居所が不明となったり、当社が本パック利用者への通知・連絡が出来ないと判断した場合
3. 本パックの利用者は、前項各号に該当する場合には、その契約満了の日を以て本パック利用者の資格を喪失するものとします。
4. 第1項または第2項の事由をもって、月中に本パックの利用者が本パックの利用資格を喪失した場合も、該当月の利用料は満額請求させていただきます。

第6章 譲渡・承継

第22条 (利用権の譲渡)

1. 当社所定の手続きによりPepperおよび本サービスの利用権の譲渡が可能です。
 - (1) 譲渡の場合、1手続きにつき3,000円(税抜)を譲渡手続き手数料として、お申し込みいただいた翌請求月に譲受者に請求させていただきます。相続や合併等による承継(以下「承継」といいます。)の場合、手数料は無料です。
 - (2) 譲受者は、譲渡者が有していた権利および義務を引き継ぎます。
 - (3) 利用権譲渡承認日は、お客さまが利用権譲渡手続きを行い、当社が承認した日といたします。承継につきましては、お申し込み当日が承認日となります。
 - (4) 割賦代金またはご利用料金に未払いの債務がある場合、利用権譲渡手続きを行うことはできません。
 - (5) 譲渡者、譲受者の両者の同意なく利用権譲渡手続きを行うことはできません。
※なお、当社システムメンテナンス等により承認日が変更となる場合があります。
2. 利用権譲渡承認日を含む月の前月までの本パックの利用料未請求分は、譲渡者へ請求させていただきます。利用権譲渡承認日を含む月以降の本パックの利用者は、お申し込み頂いた翌請求月に譲受者へ請求させていただきます。承継の場合も同様に、承継日を含む月以降の請求を承継者へ請求させていただきます。
申込者は、本サービスの申し込みにあたっては、本規約に同意の上、当社指定の方法により行うものとします。

第7章 パックの終了

第23条 (本パックの提供終了)

1. 当社が本パックの提供を終了する場合、終了予定日の最低3か月前に当社の指定する方法により利用者へ告知するものとします。
2. 補修用性能部品の保有期限は、Pepperおよび関連製品のそれぞれの仕様(バージョン)ごとに販売終了後3年間です。補修用性能部品の保有期限を過ぎ、補修用性能部品の不足により定常的な修理が行えなくなった時点で、該当するPepperおよび関連製品の本パックの提供を終了させていただきます。

第8章 免責事項

第24条 (本パックの提供義務の免責)

1. 当社は、次の場合には本パックの提供義務を免れるものとします。
 - (1) 次の各号を原因とする故障、各種損害の場合。
 - ・利用者または第三者の故意または重過失または法令違反
 - ・利用者または第三者の説明書に記載の使用法および注意事項に反する利用
 - ・屋外での利用
 - ・飛行機機内への持ち込みや、海外での利用
 - ・アプリ起因によって発生した故障等
 - ・盗難、紛失、水濡れ等
 - ・戦争・テロ・動乱・暴動等
 - ・犯罪での利用

- ・ 公共の機関による差し押さえ、没収等
 - ・ 地震・噴火・火砕流・津波等の自然災害
- (2) 当社以外で、修理・改造・塗装された形跡があると当社が認めた場合。
 - (3) 当社およびSBR以外が提供しているハードウェア/ソフトウェアを組み合わせ利用した場合に生じた不具合。
 - (4) 本パックの申し込み前に修理の受け付けを行っている場合。
 - (5) その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかとなった場合。
 - (6) 本パック利用者が債務の支払いを現に怠っている場合
2. 第1項により本パックが利用できない場合、または、本パックを利用し修理のためPepperが利用できないことにより生じたすべての損害（ビジネス用途としてPepperを利用している際の付随的・間接的な損害、逸失利益など）に関して、当社は一切の責任を負いません。

第9章 その他

第25条（禁止事項）

利用者は、Pepper および本パックを利用するにあたって、以下のいずれかに該当する行為および該当する恐れがあると当社またはSBRが判断する行為をしてはならないものとします。

- (1) 法令に違反する行為、公序良俗に反する行為
- (2) 当社、SBRまたは第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産、名誉権、プライバシー権、肖像権その他法令上、または契約上の権利を侵害する行為
- (3) Pepper、本サービス若しくは他人の信用を毀損する行為、または他人に対するいやがらせ、若しくは誹謗中傷を目的とする行為
- (4) 性行為やわいせつな行為を目的とする行為、または面識のない異性との出会いや交際を目的とする行為
- (5) 商業用の広告、宣伝を目的としたスパムメールを送付する行為、または無限連鎖講の解説、若しくは勧誘を目的とするコンテンツを掲載、若しくは送付する行為
- (6) 本サービスが予定している利用目的と異なる目的で本サービスを利用する行為
- (7) 他人のコンピュータのソフトウェア、ハードウェア、通信機器を、妨害、滅失、毀損その他正規のアクセス権を持たずに、他人のコンピュータのソフトウェア、ハードウェア、通信機器を利用もしくは利用を試みる行為
- (8) 虚偽の情報を流布させる行為
- (9) ストーカー行為
- (10) 当社、SBRまたは第三者になりすます行為
- (11) 犯罪行為または犯罪行為を準備し、補助し若しくは煽る行為
- (12) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為
- (13) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示または提供する行為
- (14) 本サービスまたは当社もしくは第三者が管理し本サービスの用に供する設備の機能を妨げる行為(大量のトラフィックを生じさせ、当社等設備に過大な不可を加える行為も含まれます。
- (15) 本サービスの不具合を意図的に利用する行為、当社に対し不当な問合せまたは要求をする行為、その他本サービスの運営または利用を妨害し、これらに対し支障を与える行為
- (16) 個人情報保護の観点より、事業として Pepper のレンタルを行う行為及びこれに準ずる行為
- (17) 上記のいずれかに該当する行為を助長する行為
- (18) その他、当社またはSBRが不適切と判断する行為

第26条（注意事項）

本パック未加入の場合、有償修理時の修理金額が非常に高額となる場合があります。

第27条（通知・連絡等）

1. 当社は、利用者への通知・連絡等を電子メールの送付、または、当社Webサイトへの掲載にて行うことがあります。
2. 利用者は、随時、当社Webサイトを閲覧し、当社からの通知・連絡等を確認するものとします。
3. 本規約に基づいて当社が利用者に対する通知を行うことを要求する場合、当社は、通知すべき内容を当社のWebサイト上に掲示することにより、当該通知に代えることができるものとします。
4. 利用者が当社Webサイトを確認したか否かにかかわらず、当社がWebサイト上に通知・連絡等を掲載してから24時間を経過した場合、全ての利用者に対し、通知・連絡等がなされたものとみなされるものとします。

第28条（個人情報等の利用）

1. 当社は、以下の目的のため、利用者の個人情報（氏名、連絡先、ご契約内容及び当社が利用者に関して取得する個人情報）を取得、利用します。
 - (1) サービス提供・保守サポート、請求、その他関連する業務
 - (2) ご意見、ご要望、お問い合わせなどへの対応
 - (3) 商品の企画・開発及び利用者満足度向上策などの検討を行うためのアンケート調査
 - (4) 当社で取り扱っている商品・サービスなどに関する営業上のご案内
 - (5) ご利用状況の分析、各種施策実施のための分析及び施策の効果測定
2. 契約期間終了後も、利用者サポート及び当社で取り扱っている商品・サービスなどに関する営業上のご案内のため、利用者の個人情報を利用・保管することがあります。なお、上記目的の達成のため、利用者の個人情報を当社よりSBR、Softbank Robotics Europe SASに、書面の送付または電子的もしくは電磁的な方法等により提供します。
3. 当社は、法人契約お申し込みの審査の目的の範囲で、利用者に関する情報（個人情報を含む）を以下の提携企業に照会する場合があります。
※下記提携企業の保有する利用者に関する情報を利用し、企業信用力等に関する評価・助言を受けます。
 - (1) ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社
 - (2) オリックス株式会社およびオリックス株式会社グループ各社
4. 当社は、利用者および申込者の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）、および「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」（JISQ15001）の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」（<https://www.softbank.jp/corp/group/sbm/privacy/>）

第29条（承諾事項）

当社は、取得した個人情報を、第28条（個人情報等の利用）で定めた場合を除き、利用者の同意を得ずに第三者に提供しません。ただし、利用目的を達成するための必要な範囲で、個人情報を業務委託先に提供する場合があります。この場合においても、当社は業務委託先に対し、提供した個人情報の適正な取り扱いを求めるとともに適切な管理します。

第30条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第31条（管轄裁判所）

利用者と当社の間で本パックに関して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

付則 本規約は平成29年10月10日より適用します
(平成30年4月2日改定)
(令和2年2月17日改定)
(令和2年4月24日改定)